

4. 糖尿病(慢性合併症治療(糖尿病性腎症)を担う医療機関)

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
慢性合併症 治療	慢性合併症 の治療を行 う機能	<p><選定基準></p> <p>① 関係する診療ガイドラインに準じた診療を実施していること</p> <p>② 糖尿病の慢性合併症である糖尿病性腎症について、専門的な検査・治療が実施可能であること</p> <p>③ 尿一般検査、尿中アルブミン排泄量検査、腎生検、腎臓超音波検査、血液透析等が実施可能であること</p> <p>④ 外来栄養食事指導や外来療養指導、糖尿病透析予防指導等の指導を行える体制があること</p> <p>⑤ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関と連携が可能であること</p> <p>⑥ 市町や保険者が糖尿病重症化予防プログラム等に基づく保健指導を実施するために、患者の同意を得て、情報提供を行うなど必要な協力を実行していること</p> <p>⑦ 糖尿病の発症予防、重症化予防を行う市町及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること</p> <p>⑧ 感染症流行時等の非常時に糖尿病治療が中断されることがないよう、平時から下記の事項等の対応方法を検討していること。</p> <p>I. 在宅医療や訪問看護を行う事業者等と連携できる体制の構築</p> <p>II. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知別紙)に沿ったオンライン診療</p> <p>III. 医療連携や診療のためのICT活用</p>	・糖尿病性腎症の専門機能を有する医療機関